



AEO（認定事業者）制度



Authorized
Economic
Operator
Program

2019年4月18・19日

名古屋税関 業務部 認定事業者管理官

本日の内容

— 目 次 —

1. 税関の重要な3つの使命 1
2. AEO制度 2
3. 日本のAEO制度 5
4. 特定保税承認制度 6
5. AEO相互承認 9

1. 税関の重要な3つの使命

安全・安心な社会の実現

不正薬物・銃砲等の密輸阻止を最重要課題とするとともに、我が国におけるテロ行為等を未然に防止することにより「世界一安全な国、日本」を築く

適正かつ公平な関税等の徴収

約8.6兆円すなわち国税収入の約14%を徴収する歳入官庁として、適正かつ公平に関税等を徴収する

貿易の円滑化の推進

国際物流におけるセキュリティを確保しつつ、通関手続を一層迅速化する

2. AEO制度(AEO制度とは?)

AEOとは?

⇒ Authorized Economic Operator(認定事業者)の略

AEO制度とは?

- 貨物のセキュリティ管理とコンプライアンス(法令遵守)の整備された事業者に対し、税関手続きの緩和・簡素化(ベネフィット)を提供する制度
- 事業者と税関の信頼関係(パートナーシップ)によって国際貿易におけるセキュリティの確保と効率化の双方を実現する取組み

2. AEO制度（導入の経緯）

2001年9月11日 同時多発テロ発生（米国）



輸入貨物検査の強化

⇒ 物流の停滞 ⇒ セキュリティ確保と貿易の円滑化の両立が課題として浮上

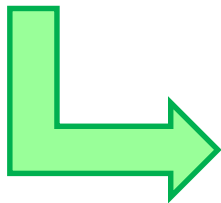
米国がC-TPAT(Customs-Trade Partnership Against Terrorism)を導入（2002年4月）



国際標準の策定

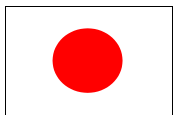
<WCO（世界税関機構）総会>

- ・ AEO（**A**uthorized **E**conomic **O**perator：認定事業者）の概要を含む国際貿易の安全確保及び円滑化のための「基準の枠組み」を採択（2005年6月）
- ・ AEOガイドラインを採択（2006年6月）
- ・ AEOガイドラインを組み込んだ「基準の枠組み」を採択（2007年6月）



日本をはじめ、ニュージーランド、EU、韓国、シンガポール
カナダ等70か国以上でAEO制度が導入

2. AEO制度(世界各国で導入)



Japan AEO



US Customs–Trade Partnership Against Terrorism
(C-TPAT)



New Zealand Secure Export Scheme (SES)



Singapore Secure Trade Partnership (STP)



EU AEO



Canada Partners in Protection (PIP)



Korea AEO



Swiss Confederation AEO

3. 日本のAEO制度

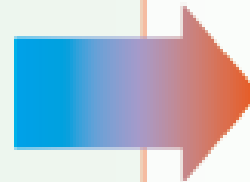
	特定輸出者	特例輸入者	特定保税承認者	認定通関業者	特定保税運送者
導入	2006年(H18年) 3月～	2007年(H19年) 4月～	2007年(H19年) 10月～	2008年(H20年) 4月～	2008年(H20年) 4月～
者数	236者 (45者)	98者 (19者)	137者 (18者)	218者 (28者)	7者 (一)
緩和・簡素化措置	輸出貨物を保税地域に搬入することなく、輸出申告を行い許可を受けることが可能	貨物を保税地域に搬入することなく、輸入申告を行い許可を受けることが可能(本邦に貨物到着前も可)	新たな保税蔵置場等を設置する場合、届出により可能(許可が不要)	【特定委託輸出が可能】 貨物を保税地域に搬入することなく、輸出申告を行い許可を受けることが可能	特定保税運送者が運送することが条件
	輸出許可後訂正手続きの簡素化(訂正の一部省略、AEO部門への窓口一本化)	貨物の引取(輸入)申告と納税申告を分離して行うことが可能	届出蔵置場等は、個別の更新手続きが不要	【特例委託輸入が可能】 貨物の引取(輸入)申告と納税申告を分離して行うことが可能	保税運送ごとの承認が不要
		引取(輸入)申告の翌月に1ヶ月分をまとめて納税申告することが可能	届出蔵置場等は、保税蔵置場の手数料が免除	加工再輸入減税制度(暫8)の減税手続の簡素化	
		担保の省略・軽減	届出蔵置場等の保税業務検査の頻度等の軽減(コンプライアンスを反映)	経済連携協定に基づく加工又は修繕のため輸出された貨物に係る輸入申告時の免税手続の簡素化	
		加工再輸入減税制度(暫8)の減税手続の簡素化		いずれかの税関長に対して輸出入申告が可能	
	いずれかの税関長に対して輸出入申告が可能				
	通い容器の手続き簡素化(輸出及び輸入の取得が条件)				
	審査・検査率の軽減(コンプライアンスを反映)				
	輸入国側での相互承認による効果	輸出国側での相互承認による効果			

4. 特定保税承認制度(緩和・簡素化措置)

一般の保税蔵置場



AEO倉庫業者の場合



設置に税関長の許可が必要

届出により設置が可能

個別の許可の更新(6年)

届け出た倉庫の個別の更新不要

許可手数料納付

届出蔵置場等の許可手数料免除

一定期間ごとの税関検査

AEO資格を反映した税関検査

4. 特定保税承認制度(承認要件)

法令要件

- ☑ 保税蔵置場の許可から3年以上
(関税法第51条第1号ロ)
- ☑ 保税蔵置場の許可の要件を充足
(関税法第51条第1号ハ)
- ☑ 貨物管理業務をNACCSを使用していること
(関税法第51条第2号)
- ☑ 業務を適正に遂行する能力を有していること
(関税法第51条第2号)
- ☑ 法令遵守規則を定めていること
(関税法第51条第3号)

具体的に取り組むべき事項

(関税法施行規則第4条の5)

- 社内体制の整備
- 適正な貨物管理等を実施するための各種手順の整備
- 貨物のセキュリティ確保のための管理体制・手順の整備
- 内部監査体制の整備
- 社内教育・研修体制の整備
- 業務委託先の的確な選定・指導・管理
- 報告連絡体制(社内・税関)の整備
- 帳簿等の適正な作成・保管

✓ これらの体制・手順の確実な運用、必要に応じた見直し

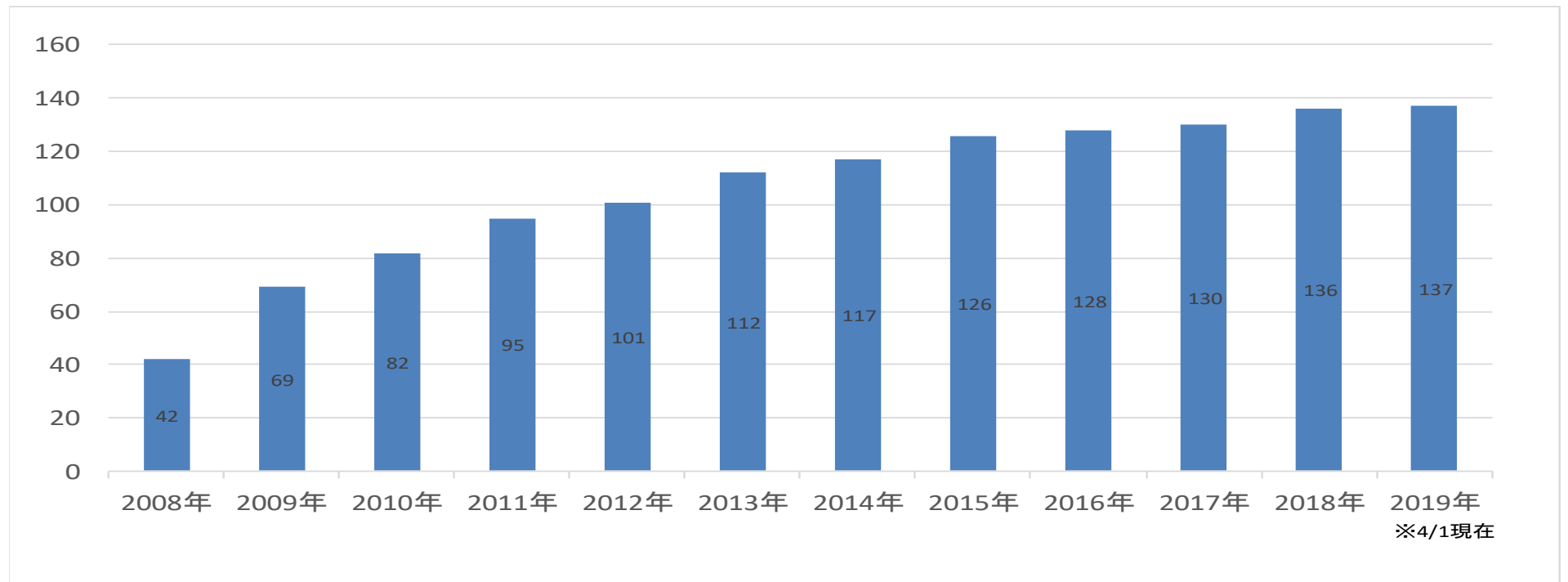
4. 特定保稅承認制度(承認狀況)

特定保稅承認者(承認稅關別)

2019年4月1日現在

税関	函館	東京	横浜	名古屋	大阪	神戸	門司	長崎	沖縄	合計
者数	2	48	22	18	12	19	11	4	1	137

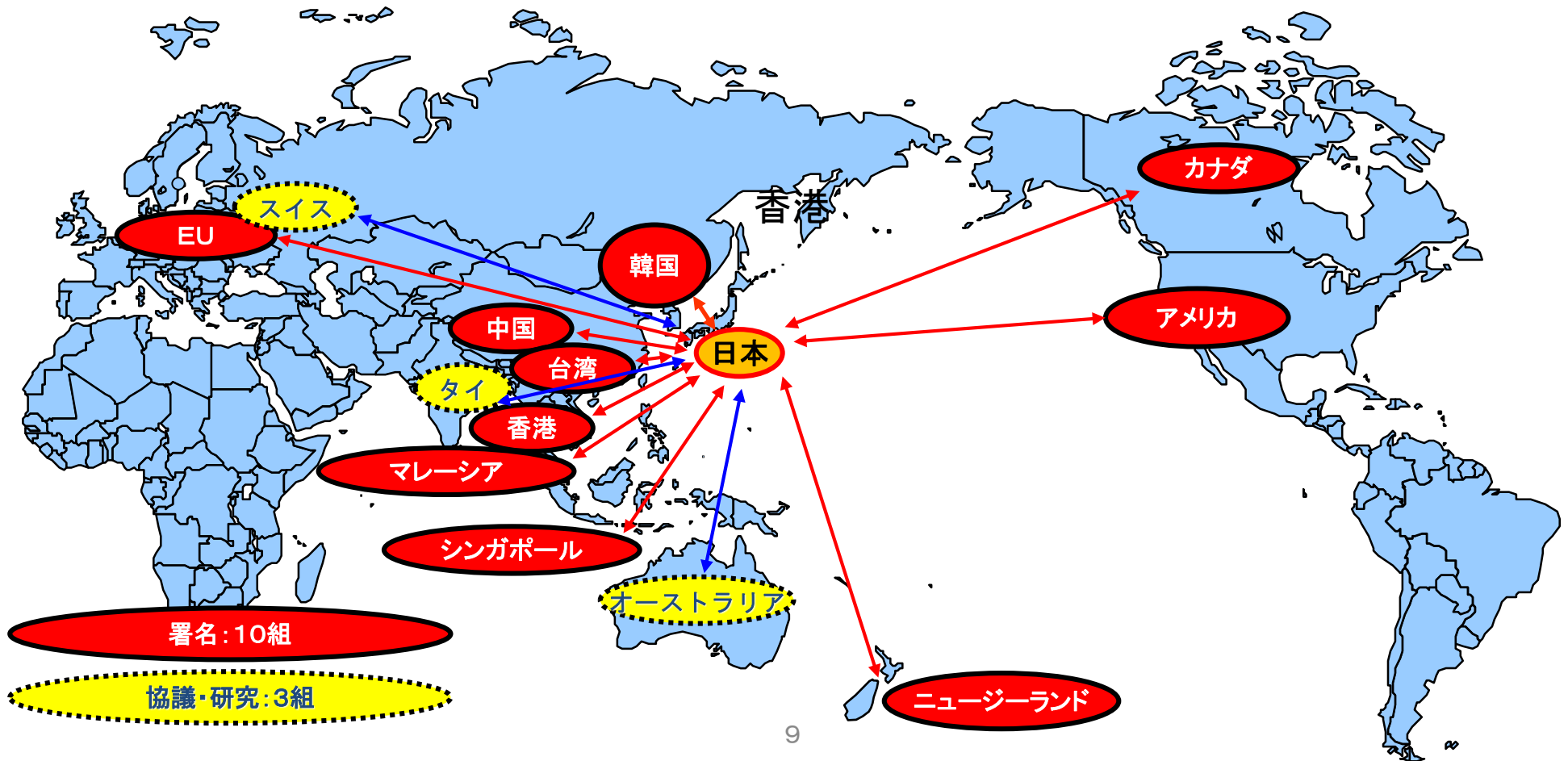
特定保稅承認者数の推移



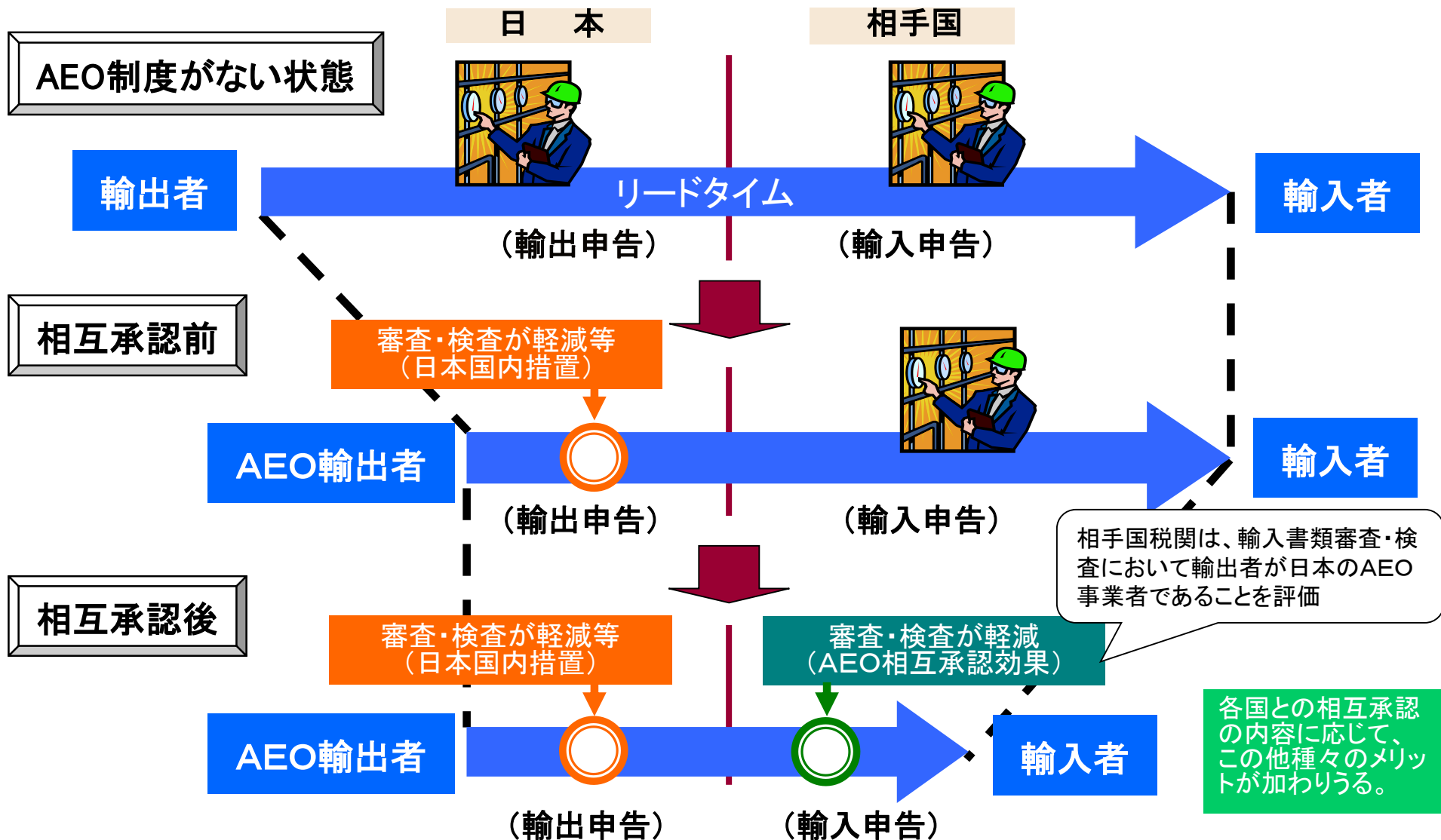
5. AEO相互承認(承認状況)

日本のAEO事業者に対する効果

- ① 自社が関与する輸出入貨物について日本税関のみならず、相手国における税関手続きでも審査・検査が軽減される等のメリットが発生
- ② AEOとしての企業ステータスが国際的に認知される

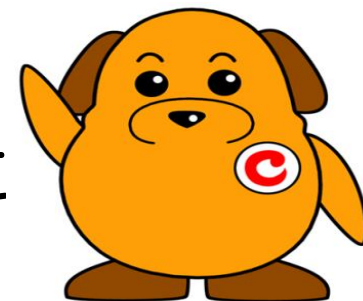


5. AEO相互承認(効果)





ご清聴ありがとうございました



今後とも税関行政・AEO制度へのご理解・ご協力をお願いします

